

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 7月 1日
【会社名】	株式会社K S K
【英訳名】	KSK CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河村 具美
【本店の所在の場所】	東京都稲城市百村1625番地 2
【電話番号】	0 4 2 (3 7 8) 1 1 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 牧野 信之
【最寄りの連絡場所】	東京都稲城市百村1625番地 2
【電話番号】	0 4 2 (3 7 8) 1 1 0 0 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 管理本部長 牧野 信之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成26年6月27日開催の当社第40期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式 1株につき30円（うち記念配当15円）の金銭による配当をおこなう。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、河村具美氏、仲西相夫氏、牧野信之氏、近野武男氏、柿森良一氏、金子豊氏、古賀隆俊氏を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、杉本一志氏を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、加々美博久氏を選任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

退任する取締役、田中宏氏、庄司正志氏、及び退任する監査役、加藤義一氏に対して退職慰労金を贈呈する。

なお、具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

また役員退職慰労金制度廃止に伴い、第2号議案の承認により再任される取締役6名と監査役1名に対し、就任時から本総会終結の時までの在任期間を対象とした、役員退職慰労金を打ち切り支給する。

なお、支給の時期はそれぞれの退任後とし、その具体的な金額及び方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第6号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

従来の取締役報酬等の額とは別枠で、取締役（社外取締役は除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額40,000千円以内の範囲で割り当てる。

なお、各取締役への支給時期及び配分については取締役会に一任する。

第7号議案 取締役及び従業員に対するストック・オプションとしての新株予約権発行承認の件

取締役（社外取締役は除く）及び従業員に対し特に有利なる条件を持ってストック・オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する。

また、取締役に対しては現在の報酬額の枠とは別枠で、報酬等として新株予約権を割り当てる。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	46,713	27	0	(注)1	可決(90.1%)
第2号議案				(注)2	
河村 具美	46,677	63	0		可決(90.0%)
仲西 相夫	46,702	38	0		可決(90.1%)
牧野 信之	46,719	21	0		可決(90.1%)
近野 武男	46,719	21	0		可決(90.1%)
柿森 良一	46,709	31	0		可決(90.1%)
金子 豊	46,719	21	0		可決(90.1%)
古賀 隆俊	46,718	22	0		可決(90.1%)
第3号議案				(注)2	可決(90.1%)
杉本 一志	46,727	13	0		
第4号議案				(注)2	可決(90.1%)
加々美 博久	46,714	26	0		
第5号議案	39,027	81	7,632	(注)1	可決(75.3%)
第6号議案	46,647	93	0	(注)1	可決(90.0%)
第7号議案	46,647	93	0	(注)3	可決(90.0%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上